

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (受付順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	実施体制の班編成について	仕様書	P3	警備員指導教育責任者は編成とは別に各地区に配置する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。例えば新橋地区であれば、重点対策班を含め合計6班（1班につき複数名の指導員で構成するもの）としておりますが、その6班とは別に、警備員指導教育責任者の配置になります。なお、「大門・浜松町」「田町」「品川」地区については、各地区ごとの配置ではなく、この3地区に対して、警備員指導教育責任者の配置になります。
2	客引き行為者に対する効果的な指導方法について	事業候補者選考基準	P3	【様式10】企画提案書④客引き行為者等に対する効果的な指導方法とは、違反行為を実際に行っている者への注意喚起及び、防止施策の方法を提案する認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。客引き行為者等とは具体的には「客引き行為者、客待ち行為者、勧誘行為者、勧誘待ち行為者」を指しており、条例違反行為である客引き行為等を実際に行っている者への効果的な指導方法を提案してください。
3	資格について	仕様書	P4	管理員が有する警備業法に基づく指導教育責任者の資格は何号業務の資格が必要になりますのでしょうか。	警備員指導教育責任者の資格の区分は指定していません。1～4号のいずれかの資格を保有していれば問題ありません。
4	指導員の管理	仕様書	P4	(2) 指導員の管理等、ウ 警備員指導教育責任者について、「定年退職した警察官など」と記載されていますが、定年退職した警察官のみに限定されず、資格者で関係法令の知識と実務経験を有する者であれば要件を満たすことになりますか。	満たすこととなります。定年退職した警察官には限定しておらず、関係法令の知識を有し、繁華街の生活安全対策に関する実務経験を有していれば問題ありません。